

2019 日消連第 24 号

2020 年 3 月 12 日

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二 様

特定非営利活動法人 日本消費者連盟

共同代表 天笠啓祐

共同代表 大野和興



高輪ゲートウェイ駅における「香り演出」中止の要望

御社の公共交通事業につきましては、いつもお世話になっており、ご尽力に御礼申し上げます。

私共は、「香害」問題に取り組んでいる市民団体です。2017年夏に、市民向けに香害に関する声を募る相談窓口「香害 110 番」を開設したところ、213件もの電話、メール、FAXが寄せられ、香害への関心の高さが伺われております。

さてこの度、3月5日付「JR東日本ニュース」にて、3月14日開業の「高輪ゲートウェイ」駅構内一部エリアで、エッセンシャルオイルを用いた「香り演出」を行う予定であることを知り、危惧を覚えております。

一般には「香りは人を癒す良いものである」と思われておりますが、「癒す」＝「脳に影響を及ぼす」ということです。アロマテラピーという療法がありますように、香りには、心身に影響を与える「薬効」を持つものもあります。駅構内という公共空間に、そうした性質をもつ「香り」を漂わせ、体調が様々な万人に吸入させるという行為は、慎むべきものです。

喘息患者、妊婦、化学物質過敏症患者、抗がん剤治療中のガン患者などは、感覚が鋭敏になっているため、自然由来の香りであっても、咳き込み、吐き気、頭痛、意識障害などの健康被害を受ける可能性が考えられます。利用者への癒しの提供どころか、利用者の健康を害するという、重大な事案を招きかねません。

過去においても、東急電鉄の改札口・案内所等での「アロマ空間演出」、名鉄バスでの夜行バス「香りバス」、熊谷市役所・市立図書館出入口でのアロマディフューザー使用など、公共空間での香りを用いたサービスは、利用者等からの意見によって中止されております。

「高輪ゲートウェイ」駅は、環境配慮の観点では「持続可能な開発目標（S D G s）の達成に取り組」まれているようですが、残念ながら「香り演出」には、「3 すべての人々に健康と福祉を」という、S D G s が掲げる、包括的な視点が抜け落ちているように思われます。

つきましては、御社内で「香り演出」についてのご再考をお願いし、「香り演出」実施の中止を決定していただきたく、ここに要望申し上げます。

問い合わせ先

日本消費者連盟 「香害」担当 杉浦 陽子

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

Tel : 03-5155-4765 Fax: 03-5155-4767

mail : sugiura@nishoren.org